

みやぎ高齢者元気プラン推進委員会での Web 会議システムの活用について

1 Web 会議システムの導入について

- ・委員会の運営に関し必要な事項については、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例（平成十七年宮城県条例第五十八号）第 5 条の規定に基づき、委員長が委員会に諮って定めることになる。
- ・Web 会議システムを利用した本委員会への出席に係る取扱いについて、今回委員会に諮るもの。

2 Web 会議システム利用時の取扱いについて

- ・別紙「Web 会議システムを利用した会議への出席について（案）」のとおり。
- ・委員長（議長）が出席している場所が会議開催場所となるため、議長は Web 会議システムを利用することはできない。

3 Web 会議システムの利用方法について

- ・使用サービスは、シスコシステムズ合同会社の「Cisco Webex Meetings」。
- ・県から招待を受けるメールアドレスが必要。
- ・パソコンの場合には、初回起動時のみプラグインのインストールが必要。
- ・スマートフォンの場合には、アプリのインストールが必要。
- ・県（Web 会議の主催者）は、電子メールで参加者を招待し、Web 会議に招待された者は、受信したメールから Web 会議に参加することが可能。

4 本委員会の公開・傍聴について

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）第 19 条の規定に基づき、本委員会は公開されている。そのため、WEB 会議システムを利用して開催しても、本庁会議室内に傍聴席、記者席を設け、会議は公開する。

5 WEB 会議システム利用による出席者の費用弁償等について

通常の会議出席の場合と同様に、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）第 2 条の規定に基づく報酬を支給する。

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

別紙

Web 会議システムを利用した会議への出席について（案）

（Web 会議システム利用の可否）

- 1 委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

（出席の取扱い）

- 2 Web 会議システムによる出席は、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例（平成十七年宮城県条例第五十八号）（以下「条例」という。）第 4 条第 2 項に規定する出席として取り扱うものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

（退席の取扱い）

- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（Web 会議に出席する場合に確保すべき環境）

- 4 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

（会議の非公開に関する取扱い）

- 5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成 11 年 6 月 18 日県情公第 42 号総務部長通知）第 4 条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。